

機能保全計画策定委託業務 特記仕様書

業務名 烏川1号堰機能保全計画策定委託業務

業務番号 農第07060号

第1章 総則

第1条 適用

- 1 この特記仕様書は、高知県測量業務共通仕様書及び高知県土木設計等業務共通仕様書（ともに以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書であり、上記業務に適用する。
- 2 本業務は、烏川1号堰の改修工事实施のために行う、機能保全計画策定業務（以下、「調査」という）である。
- 3 受託者は、委託契約書、設計図書、共通仕様書ならびに基準、各法規等を遵守し、委託者である香南市長（香南市財務規則第115条により、香南市長から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)の指示を受け、本委託業務を正確に実施しなければならない。

準拠基準及び参考図書

施設機械工事等共通仕様書	農林水産省農村振興局整備部設計課
ゴム引布製起伏堰施設技術指針	農林水産省農村振興局整備部設計課
ダム・堰施設技術基準（案）	一般社団法人 ダム・堰施設技術協会

- 4 受託者は、本業務を履行するにあたり、必要となる既存資料の閲覧等を行うことができる。

第2条 設計範囲

設計範囲は別表に示す範囲とし、業務の対象場所は香南市吉川町古川854番1地先等とする。ただし、河川協議等により変更する場合がある。

第3条 履行期間

履行期間は、委託契約書に記載されている期日を遵守するものとする。

第2章 業務内容

第4条 業務の目的

本業務は、烏川1号堰について機能保全計画を策定するものである。

第5条 対象施設の概要

(施設概要)

所在地：高知県香南市吉川町古川

設置河川：二級河川香宗川水系烏川

頭首工名：烏川1号堰

第6条 打合せ協議

設計業務等に関する打合せ（対面）は、業務着手時、中間打合せ（3回）、成果品納入時（最終）における計5回とし、管理技術者と調査職員が行うものとする。

第3章 成果品及び検査

第7条 報告書（成果品）作成

受託者は設計の条件、各種設計の経緯及び根拠、その他設計詳細について項目ごとについてまとめるものとする。報告書の規格はA4版（図面折込）とし、提出部数は1部、保存媒体（CD-R等）2枚を基本とする。

なお、これら成果品提出時において受託者側で照査等チェックを十分行い、ミス等のないようにするとともに、本業務の完了後といえども受託者の失策または不備等が発見された場合は、速やかに報告書等の訂正をしなければならない。これに要する経費は受託者の負担とする。

第8条 成果品の引渡し及び検査

受託者は成果品一式を契約期日までに香南市農林水産課に提出し、発注者の指定する日に完成検査を受けなければならない。

第4章 その他

第9条 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

https://www.city.kochi-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r254RG00001849.html

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができると思われるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、こ

の契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第 1 0 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 1 1 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注 1 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

(その他)

1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする

以上